4　処分の原因となった事実　平成27年７月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年８月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスケイエンジニアリング株式会社　小椋　伸幸　東京都千代田区岩本町２－１－15　国土交通大臣許可(特－24)第17695号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８５号
北海道白老郡白老町大町４丁目６番４号
債務者　伊藤　顕覚
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
長崎県長崎市清水町３番11号　門原ハイツ102号、旧住所長崎県長崎市赤迫２丁目９番９号　野口ビル２階
債務者　西　　郁子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
長崎県長崎市立山４丁目６番11号　シャトーコスモ105
債務者　山下　貞武
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
長崎県長崎市梁川町17番10号　戸北アパート１階東側、住民票上の前住所福岡県久留米市長門石１丁目８番28号　第２大石コーポ105号
債務者　中村　浩一
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2058番地６
債務者　松下　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
長崎県西彼杵郡時津町子々川郷831番地１
債務者　安西　雪枝
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
大分県日田市上城内町３番30号　ＣＡＬ・21―102号
債務者　矢幡　大典
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県枕崎市国見町379番地
債務者　中原　正幸
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市西方676番地１（市営道下団地　１）
債務者　篠原　良子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第３１号
千葉県茂原市三ケ谷1186番地２（コーポハピネス101）
債務者　大塚　政子（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
千葉県茂原市小林2525番地11
債務者　長谷川桂子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
千葉県夷隅郡大多喜町横山612番地１　中村ハイツＢ号、住民票上の住所千葉県勝浦市大森929番地
債務者　関　　雅代
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
富山県氷見市幸町16番10号
債務者　東海　光夫
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１２０号
名古屋市中区松原１丁目13番10号　共同ハイツ西大須1003号
債務者　三谷　友哉
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部